

○指定取消し等事業者一覧

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
令和4年 3月30日 (指定取消)	豊中市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・平成30年4月から平成31年1月まで、実際は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定基準」という。)及び児童指導員等加配加算(Ⅰ)児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を適用せず、児童指導員等加配加算(Ⅰ)児童指導員等を算定して障害児通所給付費を請求し、これを受領した。 ・平成31年2月から令和2年3月まで、実際は児童指導員等加配加算(Ⅰ)児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算(Ⅰ)児童指導員等を算定して障害児通所給付費を請求し、これを受領した。 障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為 (児童福祉法第21条の5の24第1項第10号) ・平成30年4月から令和2年3月までの勤務実績について、複数の児童指導員及びその他の従業者が実際には勤務をしていない日又は時間にもかかわらず、勤務していたことを装う虚偽の勤務予定(実績)一覧表及び出勤簿を後から作成し、監査で提出した。 人員基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・平成30年4月から平成31年1月まで指定基準に定める従業者を配置していなかった。
令和4年 4月1日 (指定取消)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正の手段による指定 (児童福祉法第21条の5の24第1項) 新規指定において、実際には配置すべき従業者がいないにもかかわらず、人員基準を満たしているように装うため、児童発達支援管理責任者1名、保育士3名を勤務予定者として提出することにより指定を受けた。 不正又は著しく不当な行為 (児童福祉法第21条の5の24第2項第10号) 勤務予定がないにもかかわらず新規指定時に勤務予定者として提出した児童発達支援管理責任者について、指定後に勤務した後、退職したとする虚偽の変更の届出を行った。
令和4年 4月1日 (指定取消)	東大阪市	障害児相 談支援	不正の手段による指定 (児童福祉法第24条の36第8号) 新規指定において、実際には配置すべき従業者がいないにもかかわらず、人員基準を満たしているように装うため、管理者兼相談支援専門員1名を勤務予定者として提出することにより指定を受けた。 不正又は著しく不当な行為 (児童福祉法第24条の36第10号) 勤務予定がないにもかかわらず新規指定時に勤務予定者として提出した管理者兼相談支援専門員について、指定後に勤務した後、退職したとする虚偽の変更の届出を行った。
令和4年 8月31日 (全部効 力停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正な手段による指定 (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・指定申請時に勤務予定であった保育士(常勤)が勤務できない事実が判明したにもかかわらず申請内容の変更等をしないまま、人員基準を満たさない状態で事業を開始したことは、児童福祉法第21条の5の24第1項第8号に該当するため。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
令和4年 9月1日 (一部効 力停止)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	障がい児通所給付費の不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・新規指定時に児童発達支援管理責任者が未配置であるにもかかわらず、大阪府に提出した虚偽の勤務体制及び勤務形態一覧表に記載した児童発達支援管理責任者を作成者とする個別支援計画を作成し、利用者1名について平成30年10月から平成31年2月までの間、個別支援計画未作成減算を適用せず障害児通所支援給付費を不正に請求し受領した。 ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰについて、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、利用者1名について、平成30年10月から平成31年2月までの間、単位数を不正に算定した状態で当該加算を請求した。 不正の手段による指定 (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・新規指定申請時に勤務予定であった児童発達支援管理責任者が勤務できなくなり、必要な人員基準を満たさなくなったことを指定日までに把握していたにもかかわらず、新規指定申請時に大阪府に提出した従事者の勤務体制及び勤務実績一覧表の変更を行わず、人員配置基準を満たすものとして、不正の手段により指定を受けた。また、事業開始後も人員基準違反の状態が平成30年10月31日まで継続していた。
令和4年 9月1日 (一部効 力停止)	寝屋川市	放課後等 デイサー ビス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・サービス提供実績のない日について、約1,906,000円分の給付費を請求し、受領した 虚偽報告・虚偽答弁 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・サービス提供をしていない日に、サービス提供をしていたかのような記録を作成し、提出した。 法令違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第9号) ・事業所内で発生した虐待について、障害者虐待防止法に基づき適切な報告を行うことを怠った
令和4年 9月1日 (指定取消)	八尾市	児童発達 支援	不正の手段による指定 (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・管理者と児童発達支援管理責任者を兼務する者が指定を受ける前に退職し不在となったが、本市への報告など適切な対応をとらず、指定を受けた。 人員基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・管理者と児童発達支援管理責任者が不在の状態で行った 運営基準違反 (児童福祉法第24条の36第4号) ・児童発達支援計画を作成する児童発達支援管理責任者が不在のまま、児童発達支援計画を作成せずにサービス提供を行った。
令和4年 12月1日 (一部効 力停止)	大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・従業者の実務経験証明書を改ざんし、当該従業者が児童指導員の資格要件を満たしているものとして、令和元年8月から令和元年11月までの間、児童指導員等加配加算を算定し、不正に障がい児通所給付費の支給を受けた。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
令和5年 3月30日 (一部効 力停止)	吹田市	放課後等 デイサー ビス	運営基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号) ・障がいの特性により身体の拘束（安全の確保）が必要となる児童に対して、事前に取り決めていた送迎車からの降車時の支援方法について、従業者がこれを怠り行方不明事故を発生させた。 ・事業所の管理者は、従業者が、当該児童に対して事前に取り決めていた対応を行っていたかを把握できておらず、従業者に対する必要な指揮命令が行われていなかった。
令和5年 12月1日 (指定取消)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・新規指定申請時において、当該事業者は市が条例で定める基準を満たさないにもかかわらず、虚偽の書類を提出し不正の手段により指定を受け、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 虚偽報告 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・法第21条の5の22第1項に基づく監査において、常勤の管理者兼児童発達支援管理責任者が実際には勤務していない日に勤務したように装うため、当該職員が勤務していない日に勤務したとする虚偽の勤務実績表を作成し、本市職員に虚偽の報告を行った。
令和6年 5月1日 (全部効 力停止)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	人格尊重義務違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第2号） 管理者不在時に直接支援員である保育士1名が児童3名に対し身体的虐待及び心理的虐待を行ったと認められた。虐待時、他の複数の従業者は目で行われている暴力行為を制止することなく、黙認している状況であり、組織として対応を行わなかった。また、以前から当該保育士が行き過ぎた指導を行っていることを把握していたにも関わらず、管理者を適切な時間数配置せず、虐待防止のために必要な対応を行っていなかった。 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号） ①専従かつ常勤が要件とされている児童発達支援管理責任者について、児童発達支援管理責任者を同一建物内の介護保険事業所で勤務させ、当該事業所に常勤で配置していないにも関わらず、人員欠如減算を適用せず障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 ②児童発達支援管理責任者以外の職員により個別支援計画が作成されているにも関わらず、計画作成者として児童発達支援管理責任者の氏名を記載し、個別支援計画未作成減算を適用せず障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 ③児童指導員等加配加算について、算定に必要な人員を配置していないにも関わらず、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 ④福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰについて、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、単位数を不正に算定した状態で当該加算を請求し受領した。 虚偽の報告・届け出（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号）

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
			法第 21 条の 5 の 22 第 1 項に基づく監査において、実際には常勤として勤務していない管理者兼児童発達支援管理責任者が常勤として勤務したように装うため、当該職員に実際に支給されている金額とは異なる虚偽の給与明細を作成し、本市職員に虚偽の報告を行った。
令和6年 7月16日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号） 児童発達管理責任者が常勤で勤務していないにも関わらず、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 虚偽の報告（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号） 法第 21 条の 5 の 22 第 1 項に基づく監査において、常勤の児童発達管理責任者が実際には勤務していない日に勤務していたように装うため、当該職員が勤務していない日に勤務したとする虚偽の勤務実績表を作成し、虚偽の報告を行った。
令和7年 3月26日 (全部効力停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号） 管理者は、令和 6 年 4 月から令和 7 年 1 月において、「強度行動障害児支援加算」の支援計画シートの作成ができておらず、加算要件を満たしていないことを認識しながら、当該加算を不正に請求し受領した。